

Q 業務上の災書を健康保険で治療した場合どうなりますか

A

仕事中にケガをしたり、仕事の原因で病気にかかったりした場合には、労災保険で補償することになっており、健康保険で治療することはできません。

誤って健康保険で治療してしまった場合、早急に協会けんぽ・所轄労基署へ申し出て健康保険から労災保険へ切り替える手続きをする必要があります。

このまま放置しておく、会社の「労災かくし」とみなされる場合があります、その場合、健康保険法に違反するだけでなく、労災が起こったときに安衛法上義務付けられている「労働者死傷病報告」の提出義務にも違反して罰則の対象にもなりますので、注意が必要です。

健康保険から労災保険へ切り替える手続き

業務上のケガ（労災）を健康保険で治療してしまった場合は、早急に「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式 5 号）を治療を受けた病院へ提出します。その病院が労災指定病院の場合は、初診した月中に申請すれば、労災としてその場で健康保険で受診した分の費用が精算される場合があります。

一方、健康保険で受診した費用をすぐに精算してもらえない場合は、協会けんぽ（事業所所在地の各都道府県支部）へ誤って健康保険で受診したことを伝え、健康保険の立て替え分（治療費の自己負担額 3 割を差し引いた 7 割）をいったん支払います。このときに発行される領収書と「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式 7 号）を併せて所轄労基署へ提出すれば、後日労災保険から治療費の 10 割（全額）が支給されます。労災保険への切り替え手続きは、時間や手間がかかります。労災保険給付の請求は、被災した従業員等が行うものですが、会社は労災保険から治療費の支給を受けるまでの間、費用を立て替えたり、実際の手続きは被災した従業員の委任を受けて会社が行うなどの援助をする必要があるでしょうし、実際多くの会社ではそうしているようです。